○児童を被害者とする性犯罪等に対し、児童の保護を図りつつ、これを犯した者に対する厳正な科刑を実現するための施策

○　代表者聴取

警察及び児童相談所の担当者と検察官とが児童の聴取方法などについて協議を行った上で、その代表者が聴取をする取組。

【代表者聴取の一般的な流れ】

事案の認知（学校／児童相談所／警察等）

↓

事前準備（関係機関で情報共有・事前協議等）

↓

代表者聴取（司法面接的手法）

↓

捜査／検察官による事件処分

↓

公判

○　令和５年に新設又は改正された罪

- 性的姿態等撮影罪等(性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条等)
- 不同意わいせつ罪、不同意性交等罪(刑法第１７６条、第１７７条)
- １６歳未満の者に対する面会要求等罪(刑法第１８２条)

代表者聴取実施場所の例

- 代表者聴取場所では、代表者が、各機関が聴取したい事項をまとめて聴取。
- それ以外の者はモニター室で聴取状況を見ながら、補充して質問すべき事項を伝えるなどする。

代表者聴取の場所

モニター室（別室）